

別府市ネーミングライツ事業実施要綱

制定 令和3年 6月11日

別府市告示第352号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公民連携による地域の活性化を推進するとともに、市の新たな財源を確保し、財政の健全化に寄与すること及び民間事業者等の地域貢献を促進することを目的としてネーミングライツ事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 市が保有する施設（インフラ施設を含む。）をいう。
- (2) 民間事業者等 法人その他の団体又は事業を営む個人をいう。
- (3) ネーミングライツ 条例、規則等（以下「条例等」という。）で定める施設の名称とは別に当該施設で使用する愛称を付与する権利をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市と民間事業者等との契約に基づき、当該民間事業者等にネーミングライツを付与し、市がその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。
- (5) ネーミングライツパートナー ネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。

(基本原則)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす施設から、設置目的、利用状況等を考慮しネーミングライツ事業の対象となる施設を選定する。

- (1) ネーミングライツ事業により設置目的が妨げられないこと。
- (2) ネーミングライツ事業による広告効果が見込まれること又は愛称を付与することが適当と認められること。

2 市は、ネーミングライツ事業を実施した施設においては、愛称を使用

するものとする。ただし、条例等に定める名称は、変更しないものとする。

- 3 市役所及び出張所の庁舎、消防庁舎、保育所、幼稚園、小中学校その他施設の設置目的上、愛称を付するのが適当でない判断する施設は、ネーミングライツ事業の対象外とする。

(指定管理者との協議)

第4条 市長は、指定管理者制度を導入している施設においてネーミングライツ事業を実施する場合は、その指定管理者と指定管理者の施設管理に支障が生じることのないよう事前協議を行うものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 民間事業者等にネーミングライツを付与する期間は、原則3年以上10年以下の期間で施設ごとに設定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者制度を導入している施設については、その指定期間を考慮し、ネーミングライツを付与する期間を設定することができる。

(ネーミングライツパートナーの要件等)

第6条 ネーミングライツパートナーとなることができる者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた民間事業者等とする。

- 2 別府市有料広告掲載要綱（平成18年別府市告示第31号。以下「広告要綱」という。）及び別府市広告掲載基準（平成18年別府市告示第32号。以下「広告基準」という。）に合致しない民間事業者等は、ネーミングライツパートナーとなることはできない。

- 3 ネーミングライツパートナーが付与する愛称及び愛称の表記は、広告要綱及び広告基準に合致するものでなければならない。

- 4 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の事業目的と競合する民間事業者等は、ネーミングライツパートナーとなることはできない。

(費用負担区分)

第7条 ネーミングライツ事業において、市は、市広報誌及び市公式ホームページで施設の愛称の表示に要する経費を負担し、当該経費以外の愛

称の表示に要する経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、ネーミングライツパートナーとの協議により、同項に規定する費用負担区分を変更することができるものとする。

3 ネーミングライツに関する契約の契約期間満了又は契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

(募集)

第8条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、対象となる施設を選定の上、次に定めるところにより、ネーミングライツパートナーとなる民間事業者等を原則として公募するものとする。

(1) 募集要項を作成し、施設の名称、ネーミングライツの付与期間、ネーミングライツ料希望額、評価項目及び評価基準、愛称を表記した看板の設置場所及び設置数その他必要事項を記載するものとする。

(2) 評価項目及び評価基準は、別表に定めるところによる。

(3) ネーミングライツ料希望額は、ネーミングライツ事業の対象となる施設ごとに施設の利用者数、知名度、他の自治体の類似施設の事例等を総合的に検討したうえでその額を決定する。

(4) 公募に当たっては、市公式ホームページ等により周知するものとする。

(応募手続)

第9条 前条の規定による公募に対し、応募しようとする民間事業者等は、ネーミングライツ事業申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 民間事業者等の概要を記載した書類

(2) 定款その他これに類する書類

(3) 法人の登記事項証明書(個人にあつては、住民票の写し)

(4) 最新年度の事業計画書

(5) 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書

(6) 最新の納税証明書(国税及び市税)

(7) 地域貢献状況申告書（様式第2号）

(8) その他市長が必要と認める書類

（失格事項）

第10条 前条に規定する応募をした民間事業者等（以下「応募者」という。）の提出書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際して不正行為があった場合は、当該応募者は、ネーミングライツパートナーの選定の対象から除外し、又は失格にするものとする。

2 応募者が提案するネーミングライツ料がネーミングライツ料希望額の2分の1を下回る場合は、ネーミングライツパートナーの選定の対象から除外する。

（採用及び不採用の手続）

第11条 応募者のうちからネーミングライツパートナーを選定するに当たっては、ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聴くものとする。この場合において、応募者が1者のときも選定委員会の意見を聴くものとする。

2 選定委員会は、第6条に規定する要件並びに第8条第1号の規定により定めた評価項目及び評価基準に基づき、応募者を評価するものとする。

3 市長は、選定委員会の意見を尊重し、選定委員会の評価点が最も高かった応募者と契約内容について協議を行うものとする。

4 前項の場合において、選定委員会の評価点が最も高かった応募者が2者以上あった場合で、そのうちに公募時点で当該公募に係る施設のネーミングライツパートナー（以下「現パートナー」という。）が含まれるときは現パートナーと、そのうちに現パートナーが含まれないときは別表評価項目の欄に掲げる順に評価項目における評価点が高い応募者と協議を行うものとする。

5 第3項の場合において、評価点が最も高かった応募者との協議が整わなかった場合は、次に評価点の高かった事業者と契約内容について協議を行うものとする（次に評価点の高かった事業者との協議が整わなかった場合は、順に評価点の高かった事業者と協議を行うものとする。）。

6 指定管理者制度を導入している施設にあつては、市長は、第3項の規定による協議に併せて、その指定管理者から愛称の表記等について意見

を聴くものとする。

(採用及び不採用の決定及び通知)

第12条 市長は、前条第3項の規定による協議の上、応募者に対する採用の可否を決定し、応募者に対し、ネーミングライツパートナー採用(不採用)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第13条 市長は、前条の規定により採用を決定したときは、当該採用に係る応募者とネーミングライツの付与、ネーミングライツ料、契約期間その他必要事項を定めた契約を締結するものとする。

(大分県屋外広告物条例の遵守)

第14条 ネーミングライツパートナーは、施設及び施設の案内看板等における愛称の表記については、大分県屋外広告物条例(昭和39年大分県条例第71号)の規定を遵守しなければならない。

(愛称変更の禁止)

第15条 ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書に規定する場合において、愛称を変更しようとする施設が指定管理者制度を導入しているときは、変更の可否についてその指定管理者の意見を聴くものとする。

(契約の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第13条の規定により締結した契約を解除し、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

- (1) 契約で定めた期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが、法令、条例等又はこの要綱に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除し、ネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツパートナー取消通知書(様式第4号)によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

(選定委員会)

第17条 選定委員会は、ネーミングライツ事業を実施する施設ごとに委員3人以上7人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は指名する。ただし、外部の有識者が委員の過半数を占めるものとする。

(1) 外部の有識者

(2) 職員

- 2 委員は、正当な理由がなく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。
- 3 選定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。
- 7 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 選定委員会の庶務は、ネーミングライツ事業担当課において行う。
- 10 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第8条関係）

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
ネーミング グライト 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者中、応募金額（年額）が最高であるものを1位とし、配点の満点である50点を付与する。 ・ 他の応募者の得点は、最高応募金額を用いて、次の式により算出する。（小数点第1位以下を四捨五入） ・ 応募者が1者のみの場合で応募金額が市希望額未満の場合は、最高応募金額を市希望額に読み替える。 ・ (式) 得点 = 50点 × 当該応募金額 / 最高応募金額 	50
地域社会 への貢献 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に本店、支店又は営業所等を有するかを評価 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実績及び今後の計画を評価 	10
愛称の適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ施設の設置目的やイメージとの整合を評価 	10
経営の安 定性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務状況から見た経営の安定性を評価 	10
指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設の指定管理者であるかを評価 	10
合計		100

様式第1号（第9条関係）

ネーミングライツ事業申込書

年 月 日

別府市長

あて

【法人の場合】

所在地：

法人名：

代表者名：

【個人の場合】

住所：

氏名：

下記施設のネーミングライツの募集に対して、関係書類を添えて申し込みます。

施設名 (正式名称)			
愛称案			
愛称案の理由			
契約希望金額	1年当たり	円(税抜)	
応募理由			
連絡先	部署		
	担当者		
	TEL・FAX	TEL：	FAX：
	E-mail		

(添付書類)

- 応募者の概要を記載した書類
- 定款その他これに類する書類
- 法人の登記事項証明書(個人にあつては、住民票の写し)
- 最新年度の事業計画書
- 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書
- 最新の納税証明書(国税及び市税)
- 地域貢献状況申告書(様式第2号)
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

地域貢献状況申告書

年 月 日

別府市長

あて

【法人の場合】

所在地：

法人名：

代表者名：

【個人の場合】

住所：

氏名：

施設名 (正式名称)	
上記施設における 指定管理者 としての実績	あり (期間) なし
これまでの 地域貢献の実績	
これからの 地域貢献 に関する計画	

第 号
年 月 日

様

別府市長

印

ネーミングライツ事業採用・不採用通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツについて、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

施設名 (正式名称)	
愛称案	
契約希望金額	1年当たり 円（税抜）
審査結果	
理由	

様式第4号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

ネーミングライツ事業取消通知書

下記の理由により契約を解除しネーミングライツを取り消しますので通知します。

施設名 (正式名称)	
愛称	
契約解除年月日	
契約解除理由	